

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成 25 年度第 4 回水戸市廃棄物減量等推進審議会
- 2 開催日時 平成 26 年 2 月 26 日（水）午後 3 時 00 分から
午後 4 時 45 分まで
- 3 開催場所 水戸芸術館 会議場
- 4 出席したものの氏名
 - (1) 委員 会長 井上繁，副会長 上村伸彦，
江尻加那，飯田正美，植田修一，川崎晃一，菊地弘幸，
菊地健，荘司道之介，菊池直樹，島村真知子，藤枝みち
 - (2) 執行機関 ごみ対策課長 高野裕一，清掃事務所長 齋藤利光，
ごみ対策課課長補佐 篠原芳之，ごみ対策課ごみ減量係長
山口秀樹，ごみ対策課計画係長 遠藤宏律，ごみ対策課主幹
三浦伸公
 - (3) その他 欠席委員 赤林泰寛，吉田俊明，檜山敏子
- 5 議題及び公開・非公開の別
水戸市新たなごみ処理基本計画の名称及び基本理念について
（公開）
計画の推進体制及び進行管理について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0 人
- 8 会議資料の名称
 - 資料 1 水戸市新たなごみ処理基本計画の名称及び基本
理念について
 - 資料 2 計画の推進体制及び進行管理について
 - （参考）基本方針に基づく施策の体系
 - 参考資料 ペットボトル及びその他のプラスチック製容器
包装収集状況について

9 発言の内容

(開会，会長挨拶，欠席委員報告)

執行機関－ 議事に入る前に，前回の審議会において情報を求められた，新たな収集品目として予定しているペットボトル及びその他のプラスチック製容器包装について，他市の事例に関する参考資料を用意したので，説明させていただく。

執行機関－ 新たな分別収集品目であるその他のプラスチック製容器包装に関し，他市の事例について，ペットボトルの状況も併せ，情報提供として参考資料を用意したので，まずはこちらから報告させていただく。

この資料は，水戸市を除く県内市のペットボトル及びその他プラ製容器包装の収集の状況，及び特例市における収集の状況をまとめたもの，及び，各品目の状況を，それぞれ団体ごとに内訳としてお示ししているもので，水戸市ごみ対策課により，昨年，調査・集計したものである。

まず県内市のペットボトル収集状況からご覧いただく。

水戸市を除いた県内 31 市のうち，排出方法はそれぞれであるが，30 市が何らかの集積所での収集を行っている。普段使用している集積所に排出するというケースが最も多く，資源物専用の集積所を設け，ごみと分けて集積させ収集しているというケースもある。

排出する際の容器は，指定袋による収集が最も多く，その数は 11 市となっている。そのほとんどは，有料制ではない，指定しただけの袋を使用しており，資源物の収集に関する袋は有料制をひいていないというスタンスで実施している。

袋のほか，比較的多いのがコンテナと呼ぶ，丈夫なプラスチック製のカゴを使用しているケースであり，本市でも，内原地区におけるペットボトルの集積所収集に使用しているものである。

また，ごみ集積所と別に資源物専用の集積所を設けている場合は，ネット又は専用の回収容器等での収集を行っている。

収集の頻度は，月 2 回の収集を実施している市が最も多くなっており，毎週 1 回収集している市も見受けられる。

その他プラスチック製容器包装の収集状況は，31 市のうち実施しているのは 11 市で，この 11 市はその他プラ容器とともに，白色トレイも合わせて収集している。排出場所は，やはり他の分別と同じ集積所に排出するケースがほとんどで，資源物専用の集積所に排出する市は 1 市となっている。

排出容器は，指定袋を設けて回収する市が大半で，ほか透明な袋であればよいとしている市が 2 市，専用のネットに入れるスタイルで排出する市が 1 市，という状況である。

収集の頻度については，11 市のうち 6 市が，週 1 回の収集となっており，少な

いところでも月2回の収集を実施している。

続いては、全国の特例市の状況で、まずペットボトルから説明する。

全国に38市ある特例市のうち35の市が、集積所での収集を実施している。また、この資料の9ページ及び10ページで御確認いただきたく思うが、うち33市が、ペットのみ、単独で排出されたものを収集している。

それ以外は、びんや缶、布など、他の資源物の品目とともに収集しているケースとなる。

排出容器については、透明の袋等を出す市が18市と最も多く、ほか、専用の回収容器やネット等を、行政が用意して指定した場所に置くシステムを採用している市が見受けられる。

収集の頻度は、月2回の収集が24市と、最も多くなっている状況である。

続いてその他プラ製容器包装の状況を説明する。

その他プラ製容器包装の分別収集は、38市のうち28市が実施し、その半数以上が通常の集積所における収集を行っており、排出の容器は、透明袋が半数の13市、続いて指定袋が10市となっていて、収集の頻度は大半の21市が週1回となっている。

これまでの説明について、元となっているデータは、参考資料の7ページ以降で示した、県内市及び特例市の収集内訳、収集状況からまとめたものとなる。

これらは各市の取組の状況を一覧にしたもので、各市の覧の一番右には、平成23年度の資源化量を記載している。この資源化量は、環境省の調査、一般廃棄物処理実態調査の結果の数値であるので、今後の審議の御参考に、合わせて御活用いただければと考えている。

執行機関－ 質問があればお願いしたい。

委員－ 集積場所について、デメリットとなる状況の考慮はしているか。例えば従来の集積所にペットボトルを出すとして、強風のときなどどうするか。7～8メートルの風が吹けば、軽いものであるから影響が出る。既に実施している県内の21市は、そのあたりはどのようにしているのだろうか。

執行機関－ 今後さらに情報収集し、調査していく。

委員－ 指定袋を用意しているところが多いようだが、どのような方法で指定袋が各家庭に行っているのか。店で買うわけではないのであろうから、どのように行きわたらせているか知りたい。

執行機関－ 有料制と同様に、袋の規格等を定め、店舗で販売している。

委員一 指定袋は有料ではないという説明ではなかったか。買うわけではないと理解したのであるが。

執行機関一 言葉が足りず申し訳なかったが、有料制ではないと説明したのは、水戸市の袋のように、市民が支払ったお金が、手数料としてその市の収入になるものではないということを意味している。

委員一 市の考えとしては、ペットボトルなどを排出する専用の袋を作り、燃えるごみ等の袋と同じようにお店に置かれ、市民はそれを買う、ただし値段は燃えるごみ等の袋よりも安い、普通のビニール袋程度の値段になるが、やはり買わなくては行けないという状況になるのか。

執行機関一 決定しているわけではないが、方法の一つである。

委員一 指定されなければ、どんな透明袋でもいいことになるけれども、指定袋になると、そのためだけに購入しなくてはならないことになる。さきほどの説明の仕方では、市民の立場からすると、無料の袋とは受け止められない。今まで買わなくて済んでいたものを分別のために買わなくては行けないということになるのか。その指定袋の規格や値段の設定が、どのように市民の皆様理解されるのか、もう少し具体的な説明があればいいと思った。他の市では、いくらぐらいの指定袋を設けているのかなどの情報が得られたら良かった。

執行機関一 本日は、他市においてどのような容器を使用しているかをお示しただけになってしまったので、引き続き調査をしていく。

執行機関一 質問がないようであれば、これより議事に入らせていただく。

(会議録を確認し署名する委員の選出)

会長一 それでは議事(1)水戸市新たなごみ処理基本計画の名称及び基本理念について、事務局より説明願う。

執行機関一 資料1,水戸市新たなごみ処理基本計画の名称及び基本理念について説明する。
基本理念に入る前に、まずこの基本計画の名称であるが、現在策定中の水戸市第6次総合計画においては、本計画は改定すべき計画として位置づけられており、この改定の際に、名称の付け方が統一されている。

統一した名称の付し方は、計画名の次にかっこ書きで(第〇次)とすることになっており、従って、本計画は、「水戸市ごみ処理基本計画(第3次)」という名

称となることを報告する。

今後、基本計画の見直し、改定を行う際には、第4次、第5次と続いていくこととなる。

この次数の捉え方は、容器包装リサイクル法の施行や県の指針に対応し、平成11年度に策定した「水戸市ごみ処理基本計画」を最初の計画とし、続いて、国の循環型社会形成推進基本法等関係法令の制定に対応し、平成18年度に策定した「水戸市新ごみ処理基本計画」を第2次の計画と捉えている。

今回は、国及び県において定められている、減量化に代表されるごみの排出抑制、また、再資源化を目標にした各種の計画が第3次の時期を迎えていることを踏まえ、本計画を水戸市の第3次の計画とすることとしたものである。

続いて、基本理念について、資料裏面、2ページで説明する。

これまで3回の審議会を開催いただき、前計画の目標に対しどのくらい達成ができてきたのか、個別の取組はどのように実施してきたか、その取組によりどういった効果があったかなど、前計画の目標達成状況などを踏まえ、新たな基本計画の目標並びに施策や取組について、皆様に御審議いただきしてきた。

こうした前計画との関係で、どのような未来像を描くのかという考え、また、第1回目の審議会で示した、本計画策定にあたっての基本的姿勢をベースにして、新たな基本計画の基本理念をここに定め、基本方針とともに計画の推進のよりどころとし、各種の施策を展開していくものとする。

委員の皆様も御承知のとおり、本市は市民の皆様、事業者の皆様が意識を高め、ごみ排出量の減量に取り組んできた結果、前計画における減量の目標値に対し、ほぼ達成してきたところである。このことは、本市市民の皆様、事業者の皆様においては、循環型社会を築いていくことの重要性の認識を強めている、ということが言える状況にあると考えられる。

しかし、他の市と比較すると、本市の1人1日当たりのごみ排出量は、残念ながら全国、県及び類似する市の平均よりも多く、一方リサイクル率は、それらの平均を下回っているという状況にある。これらを解決し、さらなる循環型社会の構築に寄与するには、ごみの排出の現状、並びに資源の循環に係る諸課題を意識し、これまでも増して、市民の皆様、事業者の皆様、行政が手を携えて取り組むことが必要となってくる。

また、国における動向については、平成25年6月に策定した第3次循環型社会形成推進基本計画において、廃棄物処理の優先順位を、1位に発生抑制（リデュース）、2位に再使用（リユース）、3位に再生利用（リサイクル）、4位に熱回収（サーマルリカバリー）、そして5番目に適正処理と定めている。特に、リサイクルに比べ取り組みが遅れている、リデュース、リユースの取組強化に向けた施策の方向性を、第3次循環計画に示している。

本市の計画策定においても、国、及び県の方向性を参考とし、発生抑制及び再使用を推進していくことを重点課題と位置づけ、併せて、資源の有効活用を図る

ため再資源化を推進することにより、安心して快適な循環型都市・水戸の構築を、市民の皆様、事業者の皆様、行政が協働して実現していく、そのための姿勢である、本計画の基本理念を「発生抑制・再使用・再資源化と適正処理の実践で築く安心快適な循環型都市・魁のまち・水戸」としたいと考えるものである。

会長ー ただいま事務局から資料について、説明があったが、自由に質問及び意見をいただきたいと思う。

委員ー 質問ではないが、これまでの議論を踏まえ、重点課題として、発生抑制及び再使用、リデュース・リユースを位置付たことは評価したい。あとは基本理念の説明にあるように、平成12年度から約2万2千トン減らしてきたことについては、景気の後退等の要因もあると思うが、1人1日当たりのごみの量が、国・県の平均を上回っている状況であるので、この計画に沿って、強力に理念を実現できるよう進めていただきたい。

委員ー 過日、新聞において水戸市の使用済小型家電の回収について記事が掲載されていた。市内10か所に回収ボックスを設置するとのことであるが、それ以外の品目について、どういう状況なのかお聴きしたい。

執行機関ー 3月1日から小型家電のボックス回収を、その中でもレアメタル、貴金属類の含有率の高いものを中心に14種類回収することで、市内10か所、市民センター等市の施設で開始した。今回はとりあえずできることから始めるということで、ボックスでの回収に着手した。小型家電の回収の方法には、燃えないごみとして収集したものからピックアップして、選り分け、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者に渡す、という方法をとる市が多いが、市民の皆様にも、特に資源として優良なものとして、分別して排出するという意識を持っていただくことも必要と考えるため、燃えないごみとして一緒に出したものを行政が選別して、リサイクルを進めるという形だけだと、優良な資源である小型家電を分別するという意識が伝わりにくいので、その辺りは今後もより広く、小型家電をリサイクルする方法として、どういったことができるのか、さらに検討したいと考える。今回はできる範囲で始めたいということで、ボックス回収を開始した。

委員ー 認定業者に渡した後どうなるのか、ということに市民の関心が高くなると思われるが、その説明はどうお考えか。

執行機関ー 今回、すぐできるところから始めたわけであるが、この方法を検証しながら、市民の皆様にご協力いただいて集めさせていただいたものが、どういうかたちにリサイクルされるのか、市民の皆様にご伝えていく必要があるため、広報・ホーム

ページ等で周知するよう検討していく。

委員一 まさにそのとおりで、そういった周知を続けていくことで、市民の理解が増していくと考える。小型家電以外のものも、段階的にリサイクルに取り組みなくてはならない。

委員一 小型家電ボックス回収に関し、市民から言われたことが2点ある。ひとつは、市民センターに設置するのもいいが、市民センターは地域の人しか行かないので、いろいろな地域の人が集まる公共施設である図書館が良いのではという声で、もし今後拠点を増やすとしたら、図書館への設置をしてほしいという意見を聴いた。市でどのように考えているかというのがひとつ。もうひとつは、小型家電というと一般的には携帯電話やスマートフォンが多いかと考えるが、販売している企業やメーカーが回収を、事業者としてリサイクルを積極的にやらないのか、なぜ行政だけが市民の税金を使ってやらなくてはいけないのか、という意見であった。その辺りをお聴きできればと思う。

執行機関一 今後増やすとすれば図書館が有効ではないかという意見については、非常に参考になる意見であるが、新たにボックスを製造するとなると経費もかかり、今すぐに取りかかることはできないが、今回の取組の検証の中で、市民の皆様の関心が高く、回収率も高くなれば、増やしていくことも考えていく必要がある。有効な場所について、さらに市民の皆様の声を聴きながら対応していきたい。携帯電話等のメーカー等の責任については、ユーザーが買替の際に、古い携帯電話を預けることはできる。無料で引き取って、きちんとした回収が行われる。しかし現在の携帯電話は機能が多くあり、特にカメラの機能が優れ、電話の機能を終えたとしてもカメラの機能は残ることから、買い替えるごとにリサイクルするという行動には、すぐに出ないという状況にある。何年か経ってどんどんたまって、結局使わなくなって、そのときに処分をどうするかとなって初めて市のボックス等を使って回収させていただくことになる。資源の有効な回収方法の、ひとつのチャンネルを増やすことになり、民間及び行政においていろいろな回収の場面を設けることが、市民の皆様にとっての利便性を高めることにつながる。

委員一 3点ほど申し上げる。まず、計画の名称についてはこの案に賛成する。次に基本理念については、漢字が多いが、漢字でスローガンをつくる方が、よりわかりやすいと思うので、賛成する。カタカナ言葉をたくさん使うものより、こういったものの方が良い。

3点目としては、今朝、テレビのニュースで取り上げられていた話題で、発生抑制に繋がると思ったが、古着回収について特集されていた。内容は、古着回収をしている外資企業、スイスの企業だったが、こちらが初めて古着のリサイクル

のシステムで成功した例として紹介されていた。

ニュースの特集では品川区の事例も紹介されていて、品川区も古着のリサイクルに取り組んできたが、古着を売り払って区が得る収入は約 30 万円で、経費はその 10 倍以上かかっている、それは全部区が補てんしているとのことであった。理念はいいがコストがかかり過ぎてどうしよう、という内容に続いて、そのスイスの企業の事例が紹介されていた。

ある外資のファストファッション店の店頭で古着回収ボックスが設置され、それはどこで買った服であろうと入れて構わないもので、ボックスに古着を投函し、そのうえでその店で 3 千円以上買い物をすると 5 百円のクーポンを発行するという方法で、経費をかけて回収率を高めようとしていた。

なぜ経費が掛かるのに成功しているかということ、その外資の店は世界中から集め大規模に行うことによって、うまく循環させているからである。

古着回収はどの市町村も、経費がかかることからやむなく焼却に回しているらしいが、うまく循環させれば発生抑制につながるのではないかと感じた。水戸市でも参考になればと考える。

委員一 2 点ほど申し上げる。ひとつは水戸市のリサイクル率が全国及び県の類似市の平均を下回っているとのことであるが、所属する会社では資源物の店頭回収を実施している。その数字が入っていないのではないかと考える。4 月中旬には、水戸市の店舗分の前年度の数字が、正確ではないが把握できるので、ある程度の御協力は可能であると考え。それを加算すれば、リサイクル率も変わってくるのではないかと思う。

もうひとつは小型家電であるが、所属する会社で、県内 6 市町に回収の協力をしている。守谷市、取手市、つくば市、日立市、高萩市、阿見町であるが、今年に入ってから開始し、現在 15 店舗ほどで協力している。設置にはスペースの問題もあり、別の会社の店舗の話になるが、小型家電のボックスを設置している店舗で、対象以外のものも無理やり詰められているというケースが発生している。目の届くところに設置するしかないと思うが、将来的に民間のところに置くような計画があるのか、お聞きしたい。

執行機関一 水戸市で今回使用するボックスは、平成 23 年度に、県の実証実験に参加した際に使用したものである。そのとき、市内 10 か所の設置箇所を選定するにあたり、市民の皆様が立ち寄る場所として、市内のスーパーマーケットさんにもボックス設置の打診をしたが、防犯上や設置場所の問題もあり、協力いただけたのは 1 社だけだった。それ以外は家電量販店さんやホームセンターさんに協力いただいたという経緯がある。民間 8 か所、公共施設 2 か所で、約 1 年間実施した。今後市民の関心が高まり、効率的な回収を検討していく中で、各企業の皆様の御協力をいただく場面があると思うので、協働で回収事業を進めていきたいと考える。

委員一 基本理念の説明で、平成12年から24年にかけて2万2千トン減少して、ほぼ減量目標が達成できたということであるが、この2万2千トンは全体の何割に当たるのかというのも、記述しておいた方がいいと考える。現在は10万トンくらいで推移しているが、全体との比較を書かないと2万2千トンが多いのか少ないのかがわからない。それと、減量の目標がほぼ達成できたという説明は、事実と違う。家庭系ごみはほぼ達成できたが、事業系ごみは目標達成に至らなかったというのが現実なので、そこは基本理念なので、正しく記述すべきと思う。その下のごみの排出量は全国平均を上回っていて、リサイクル率は全国平均を下回っている状況にあるという記述だが、現状だけが書いてあり、基本理念としては、それが何でそうなっているのかという原因、理由もはっきりさせることが、この審議会の大事な役割なのかと思う。改めて、この原因を総括的にどのように考えているのかお聴きしたい。

会長一 今の発言は御意見と御質問であるが、御質問のところを中心に回答いただきたい。

執行機関一 表現については、最終的に計画としてまとめる中で精査して、最終案として決めていく中では、御指摘をいただいたところも考慮して整理していきたい。これまでの取組で目標達成に至らなかったことについては、事業系については、水戸市の産業構造が第3次産業に特化しているという、県内の他市と比べても特殊な産業構造という事情もあり、第3次産業の場合、排出するごみの削減という面で取り組みにくいところもある。検証の部分については、計画書に前計画の検証として記述していく。また、水戸市は常住人口に対して昼間人口が多いということもあるので、人口1人当たりになるとどうしても昼間の事業活動で出る分があるため、常住人口の1人当たりで換算すると、昼間人口が少なくなる市に比べると数字が大きくなってしまいう原因もあるので、様々な要因等について分析し、計画に記述したいと考える。

会長一 関連する質問であるが、今回の資料に書いてあるのはあくまでも骨子であるのか。記述としてはまた詳しく行くと理解していいのか。

執行機関一 計画の中の別なステージで記述したい。

委員一 今の説明で理解する。そういうことが市民の皆様にも伝われば、水戸市の特徴も理解される。水戸市は小売業に従事している方が県内32市の中で1番多くて、26市は製造業に従事する方が1番多い。製造業であれば、工場等の中でのごみの資源化・リサイクルが事業所として徹底できる。水戸市と土浦市と取手市が小売業に従事する人の割合が一番多い都市で、土浦市と取手市と比べてどうかという状

況まではわからないが、水戸市で事業系ごみを減らすとなると、ひとつひとつの小売業でどうやって減量化に御協力いただけるか、というのがカギだなと考える。昼間人口についても、常住人口が 27 万人に対して 30 万人を超えている状態で、学校や職場で水戸に来ている方がどうやってごみ減量に努めていただけるかという課題は、水戸市ならではの特徴であると改めて理解できたので、この後きちんと計画に位置付けられて、施策とリンクすればいいなと考える。

委員一 この基本理念については十分だと思う。今の意見については、市民に対する PR、事業所に対する PR が非常に大切であると考え。商工業界の団体の会報などに、思い切って紙面を割いて、ごみに対しての PR をしていただきたい。団体の会員にも、事業で出たごみを黄色い袋で排出している人が相当いる。ごみの認識を上げるための PR、内部に環境に関する委員会があるそうだが、そういった組織での対応も考えられないだろうか。

委員一 内部の組織は存在するが、中心で取り組んでいるテーマは水で、千波湖の浄化などを考えている。ただ、委員会としてはごみのことも考える必要がある。行政において新しい計画ができて、ごみの排出方法が変わるなどの情報があれば、会報などで何かしらのお知らせをすることは可能である。

委員一 PR を徹底しないと、なくなると考える。また、先ほど衣類の話題があったが、集団資源回収においても、集積所への排出でも、キッチンと縛って出しているが、市民の皆様にはもう少し分別を正しく行ってもらえれば、資源としてのグレードが上がると思う。

会長一 それでは、資料 1 にある、水戸市ごみ処理基本計画（第 3 次）という、計画の名称については、これでよろしいのではという御意見がある。基本理念に関しては、こういう点はもう少し書き加えた方がいいのではないかと御意見もあったが、最終的には事務局の方で調整することを前提として、大筋として、この案で、審議会として了承したいと思う。

それでは次に進む。議事（2）、計画の推進体制及び進行管理について、議題とする。まずは資料の説明を願いたい。

執行機関一 今回の基本計画の策定を進めるにあたっては、前回の第 3 回審議会において、目標数値及び目標達成のための各施策についてお諮りし、了承をいただいたところであるが、ここでは、それらの施策を実施し、目的を達成していくため、どのような体制で進めるか、また、計画の進行はどう管理していくのかを御説明する。

まず、1 の計画の推進体制については、施策のなかで表される目標の実現に向け、市民、事業者、行政の 3 者が、それぞれの立場でどういった役割を持つか、

という内容をまとめたものである。これらの役割は、前回の審議会で御審議いただいた、本計画の基本方針に基づいた各施策を推進していく上での、行動の指針として捉えていただくものである。このそれぞれの役割については、前計画における基本方針のひとつであった、廃棄物の総合管理システムの構築において、施策として位置づけていた項目の具体的な取組にあたる部分であるが、引き続き本計画においても、3者のそれぞれの役割、並びに協働の枠組みを築き、保っていくため、基本的には前計画から踏襲するかたちで推進体制として位置づけるものである。

各々の役割であるが、まず市民の皆様の役割については、①から⑩までの項目にまとめているが、まず第1に、ごみ発生抑制に対する努力が挙げられる。施策においても減量に係る取組を位置付けているが、家庭におけるそれらの実践により、発生抑制を実現させていくことを目指すものである。続くごみの排出に係る役割は、前計画の取組でははっきりと表されていなかったものであるが、これらは地域における連携など、居住地域での関わりが大きく効果を発揮する、といったことが期待できるものである。集積所を清潔に保つ取組や、学習会の開催といった行動を進めることで、役割を全うしていこうとするものである。

ほか、環境に関する知識や情報を正しく理解すること、それによって余分な容器包装を使用する商品の自粛や簡易包装を率先することにつながり、ごみとして発生するものを抑制するという効果を期待するものである。また、何らかの物資を購入する際にも、リサイクル製品を率先して購入・使用することや、修理を受けることにより持ち物を長く使うこと、さらにはこれからの時代に即する考えとして、物資そのものの、消費や所有を必要としないシステムの利用やサービスを楽しむことによる、消費や所有にこだわらない意識への転換も、ごみ減量において有効と考えられるものである。

続いて、事業者の皆様のご役割であるが、事業者の皆様においても、やはり環境負荷への意識を最優先していただくことが肝要である。ここでも10の項目として役割を示しているが、これまでも環境負荷の低減に配慮した製品開発や、事業体内部での再使用、店頭での資源物回収、販売した製品の修理修繕のサービスなど、リユースやリサイクルに資する各種のサービスなどには取り組んでいただいていた。

よって、まずは総括的に、リデュース、リユース、リサイクルの意識、姿勢を鮮明にし、3Rの取組を積極的に進める意識を常に持つというところから、体制を組んでいただくものである。この後には、より具体的な役割を示しているが、続いては、市民の皆様と同様の役割として、ごみ発生抑制に対する努力、ごみ排出ルールの遵守を、役割として重視していただくものとする。

これらの役割を担っていただくと同時に、関連する異業種の事業者同士の連携、コラボレーションや、またこれからの時代は、製品の環境負荷への総合的な評価及びそれを裏付ける国際標準の獲得なども、役割として重要になってくるもので

ある。

行政の役割では、これまで取り組んできた清掃行政を着実に実施していくものとし、市民及び事業者の皆様のご取り組みを進めていくための情報提供や、連携のためのコーディネートなどの環境づくり、情報提供や広範な意見募集など、ごみ減量に向けての仕組みの構築に尽力すべきところと考える。また、本計画の施策に基づき、さらなるごみ減量等の取組を推進するための啓発や情報提供、分別収集の実施と市民への周知などを進めるとともに、新しい施設におけるリユースの拡大、違法な処理・処分に対する指導体制の強化などに取り組むものとする。

市民、事業者、行政は、それぞれの役割を意識して行動し、計画の目標達成に向けこれらの役割をまっとうし、かつ、3者が連携・協力して積極的な取組を実践し、基本理念に掲げたまちづくりを目指していく、こうした姿勢で、本計画を推進していこうとするものである。

2の計画の進行管理については、計画推進にあたっては、目標の達成状況、施策の進行状況を把握し、プラン、ドゥー、チェック、アクションの4つの項目による、それぞれの頭文字をとった、PDCAサイクルの手法により、進行管理を行っていくものとする。この手法により進行管理を行いながら、審議会において施策の実施状況等に関する課題などを明らかにし、中間目標年度である平成30年度に、計画の評価並びに見直しを実施していこうというものである。

なお、資料2の参考として、基本計画における、基本方針に基づく施策の体系を用意した。前回の審議会で御審議いただいた基本方針、各施策について、今後計画書の素案としてまとめていく考え方、こういったつくりで進めてまいりますよ、というものを示すものである。組み立て方は、基本方針ごとの系統に続き、具体的な施策について、文章で表現し、主な取組を項目立て、その取組の実施スケジュールを表記していく方法となる。

こちらについては、あくまでこうした形で計画書をまとめていく、という事例として示したので、今後表現の修正等があるが、次回の審議会にて、よりかたちにしたものの、具体的には計画の素案の説明をする状況になるかと思うが、目標値などを含めた、案としてまとめた形でお示しする予定である。今回は、計画書のイメージを捉えていただければ幸いと考えるところである。

会長一 計画の推進体制及び進行管理の説明であったが、表の1ページにはそれぞれの役割が記されているが、この底流にあるのは協働という考え方である。これはごみ問題のみならずいろいろな面で使われており、市民の中に市民団体が入るなどいろいろなバリエーションがある。廃棄物の場合には、通常、市民と事業者と行政という区分が普通使われているところである。

進行管理の方は、いわゆるPDCAサイクルであるが、企業などでは通常普通に使われている考え方であり、それに照らし合わせて進行管理をしていくということであった。

参考の方は、施策の体系ということで、イメージというか、これからまた変わっていくとは思いますが、このような感じになるということである。

では、御質問、御意見をいただきたい。

委員一 質問が1つとお願いが1つある。質問については、事業者の役割のところ、所属する会社は食品小売業であるが、役割の中で当てはまらない項目が4項目ある。④環境負荷低減に配慮した製品開発、⑧修理・修繕サービスの提供、⑨異業種間の連携による取組と⑩ライフサイクルアセスメントをはじめとする環境マネジメントの実践であるが、これらはできる事業者とできない事業者にはっきり区分されてしまうので、共通してできることは何かというように分けていただいた方がいいと思うが、考えをお聞かせ願いたい。お願いでは、参考の12ページにある事業系生ごみの資源化に関する調査・推進とあるが、現在所属する会社の水戸市内の店舗ではこの取組ができていない。まだ生ごみの分別、野菜くず中心のものであるが、リサイクルできていないので、行政にも協力をいただき、進めていきたいと考える。

執行機関一 事業者の役割については、表現だけを見ると製造業のイメージを受けるが、形のあるものだけではなく、事業者のサービスそのものも含めて考えれば、いろいろな方法で環境負荷低減に資するような工夫ができないか、というようなことを事業者の皆様にも考えていただきたいという意味で、役割として挙げているものである。製造業でもサービス業でも、掲げた項目の中で取組を検討していただくことは可能かと考える。

会長一 つまりここで掲げられている項目は、特定の事業者が全ての項目を実施するというのではなくて、できることとできないことがあるわけだから、ここでは一般的な、広い意味での事業者としての役割を考えるべきである、ということが必要になってくるという理解でよろしいかと思う。

委員一 水戸市の子ども会組織は来年で結成から60年を迎えるところである。市内には32若しくは33の子ども会があり、その活動の財源の主たるものが廃品回収である。最近の状況は、年々子ども会離れが進み、加入者数は全体の児童数の約45%弱である。昨年末に、各学区の子ども会の廃品回収の実態を調べた。年6回実施するような積極的な子ども会もあるが、一方では子どもが少なくなり、活動ができないケースが多くなった。そのような中、3つの方法で廃品回収を実施している。ひとつは子どもと育成指導者が一緒になって、年何回実施するかを決め、回収しているところと、子どもがやらないが指導者、親が率先して実施しているところがふたつ、もうひとつは、地域との連携・関わりに相当する、自治会と一緒に実施するケースがある。

このように実情にあった方法で実施しているが、それでも現状では、廃品回収ができない子ども会もあって、それを今後どういったかたちで実施していくのかを、こうした場での意見を聴きながら、前向きな方法を講じなくてはならないと考えている。

後で、子ども会の廃品回収の資料がまとまれば、関係するところに提示したい。

さて、常陸太田市の事例を紹介するが、3～4年前から分別収集を開始している。行政主導で開始したが、市民が追い付いていないのが現状である。まして昨今は高齢社会であるなか、80歳を超える市民の住む地域が数多くある。行政は分別を指導しても、分別ができない、集積所に持っていくこともできない、従って、その地域の町内会長が一生懸命周知をしたり、集積所に運んだりしているというのが実態である。多かれ少なかれ、水戸市においてもそのような状況が今後現れる可能性もあるから、そうしたことも含め、役割の考え方に入れておく必要があると思う。

続いて衣類に関することになるが、3～4年前から北九州市や愛知県岡崎市などで、環境大臣認定の事業者とともに、衣類の再利用に取り組んでいる。実証研究を実施しながら取り組んでいる。その取組においては、その地域の中で処理業者組合と情報共有して進めている。

水戸でも、衣類の再利用に関わらず、そうした先進地の見学なども必要ではないかと考える。参考の意見としてお話しさせていただいた。

会長一 北九州市は環境問題に力を入れている都市である。

委員一 市が事業展開している北九州エコタウンに何度か訪れたが、いろいろな業種が集まっている。環境局の局長は環境省から来ている。非常に積極的である。衣類は、家庭の古着は一般廃棄物であるが、企業からの衣類は産業廃棄物になってくる。棲み分けが難しい。そのあたりは精査しながら検討しなくてはならないと考えた。

委員一 市民の役割、事業者の役割、行政の役割と3つあって、事業者の役割だと先ほど意見にあったように、製品開発とか修理・修繕とかがあがるが、激しい企業間競争の中では、精神論だけではことが運ばない場合があるので、政策誘導という意味で、何らかの措置が必要なのではと思う。

市民の役割については、粘り強い活動を、行政も後押ししながら進めるしかないと思う。何をやるにしても手間がかかるという面もあるので、動機付けをしながら、粘り強くやっていく。参考の資料にもあるが、やはり子どものうちにいろいろなところで触れあい、リサイクルの現場を見るとか、ごみ処理の状況の見学を含めて学んでいくことが必要だろう。

2ページの進行管理については資料にあるとおりと考えるが、この審議会の役割は、PDCAサイクルのこの場面で行くと、チェックとアクションの間のとこ

ろに来た辺りで関わってくるという意味なのか。中間年度が平成30年度とあるが、それまでは様子を見ながら進めて行く中で、審議会が関わってくるのは、だいたいいつごろ、どういう状況のときになるのかをお聴きしたい。

執行機関一 審議会については、今回は基本計画策定ということで集中的に開催させていただいているが、実はこれまで、前計画策定後は開催せず、審議会でチェックを受けることもなかった。今回の計画は、中間年度の平成30年度のところで市のごみ処理施設も新しくなる予定になっているので、分別も新たな形になる。計画そのものについても、途中で大きく事情が変わるということもあるので、中間年度にはそれまでの5年間をある程度検証して、次の新たな施設での新たなごみ処理の部分について検討する必要があると考えている。そこについては必ず審議会でご意見をいただきながら、計画の見直しをする必要がある。

それ以外にも、PDCAサイクルのチェックの部分で、少なくとも年に1回、水戸市のごみ処理の実態については、事業概要として公表しているが、それだけで終わってしまっているの、立てた目標が1年間でどのくらい向上したのか、目標に向かって順調に進んでいるのか否かなど、データを示しながら御意見をいただきながら、施策においてもこういったところに力を入れていくべきではないかなどの御意見も含め、進めて行く必要があると思うので、チェックを受けてアクションに活かしていく上で、審議会に御意見をいただくことを考えている。

委員一 施策の評価、チェックは市で行い、その後、審議会にかけるということで良いのか。

執行機関一 施策の実施に基づく数値などをまとめ、行政として精査し、審議会に報告し、御意見をいただきながら、見直しにつなげ、改善をしていきたいと考えている。

会長一 審議会は今までは必ずしも開かれていなかったが、今後は必要に応じて開いていくという理解で良いかと思う。それと意見を述べるが、審議会は現在計画の策定に関して審議しているが、PDCAの一部ではなく、全体に関係するものである。この図を見ると、審議会がチェックとアクションのところだけに関係しているように見えてしまう。誤解を受けないだろうか。この図をもう少し工夫していただいた方がいいと考える。

執行機関一 御指摘のとおり、意図としてはPDCAサイクル全体に関わるよう、段階ごとに審議会を開催し、御意見をいただきながら進めることになるので、それがわかるようなかたちに、計画の素案をまとめる中では、図を修正していく。

委員一 先ほど生ごみの堆肥化の話題が出たが、処理業者組合でも水戸市から許可を受け

て、事業系の生ごみの堆肥化を進めている。引き受けの相談は受ける。堆肥化については、40か所以上の事業所が関わっていてそれなりの実績がある。

古紙の回収について、水戸市内ではこのところ、古紙の回収率が上がっている。例えば新聞の系列店で回収を行っていることもあり、子ども会の回収に出る量が減っている。これは、現状で古紙の価格が上がっていて、民間業者における取引が活発だからであり、問題は価格が下がった時のことである。下がったときは、集積所に出てくることになる。

古紙の回収業者は本来、価格に関わらず、常に回収し、リサイクルに回さなくてはならないが、業者の中には採算が取れない場合は、回収をやめる者もいる。そのようなことをなくすため、古紙の業界団体は努力している。水戸市に対する資源化という面でも、古紙リサイクルでも食品リサイクルでも、業者は協力を考えて、今後も努力していく。

会長ー 違った立場の方々が意見交換できるというのは、こうした審議会のひとつの良さである。意味のある話がそれぞれ出たかと思う。ほか、意見はよろしいか。では、議事2 計画の推進体制及び進行管理についても、一部修正をお願いするところもあるが、それは行政で考察することを前提として、この案を了承したいと思う。

続いて、議事（3）、その他について事務局からお願いする。

執行機関ー 次回の日程及び会場は調整した後、委員の皆様へ通知する。

会長ー そのほか委員の皆様から何かあるか。

委員ー 水戸市の環境フェスタについて、平成26年度は予定されていると思うが、日程がわかればお聴きしたい。

執行機関ー 環境フェスタは隔年開催で、平成26年度は開催の予定である。期日は10月5日、日曜日に予定している。

会長ー そのほかになれば、本日の議事は以上で終了する。

（閉会）